

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性
<p>《現況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の交通の状況は、自動車利用に依存する傾向が高く、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用は減少している。 ・鉄道は、JR木次線が運行され主に通勤・通学に利用されている。中心市街地内にある木次駅での1日平均利用者は、平成22年度に比べ約25人減少し、平成27年度で146人となっている。市内の5駅全て減少傾向にある。 ・市民バスの利用については、市内全域で減少傾向にあり、中心市街地を形成する木次町、三刀屋町内においては、平成22年度に比べ最大で60%以上減少している路線もある。一方では、市内全域を経由する広域バスの利用者は10%増加しており、人口が減少している中でも中心市街地と周辺部を結ぶ路線として重要な路線である。 ・雲南市民バス再編計画に従って、市民バスと乗合タクシー（デマンド型）を運行している。 ・路線バスとしては、松江～広島、出雲～広島を結ぶ高速バスがある。高速バスのバス停が市内に4か所あり、その内の下熊谷バス停が中心市街地にある。 <p>《公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用率の減少に伴い、路線の統廃合などにより利用しやすい路線への見直しが必要である。 ・高齢化社会の進展に対応し、高齢者を含めた誰もが気軽に中心市街地へ訪れることができるように、周辺地域と中心市街地を結ぶバス運行の充実が必要である。 <p>《フォローアップの考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況を毎年確認し、現状に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
市民バス路線改善調査事業 内容 市民バスを効率的かつ利便性の高い	雲南市	地域公共交通網形成計画の策定に向けた調査を行う。公共交通全体の網形成に向け調査を行い、中心市街地と区域外とのネットワークの見直しを図る。	支援措置の内容 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通等調査事業）	

路線に改善するための調査 実施期間 R元年度		購買力流出の抑制、定住人口の増加、交流人口の増加に必要な事業である。	実施期間 R元年度	
市民バス路線改善事業 内容 市民バスの路線、ダイヤ改善 実施期間 R元～R3年度	雲南市	<p>中心市街地内の各拠点（市庁舎、JR木次駅、下熊谷バス停など）を結ぶバス路線を充実させ、移動利便性を高める。</p> <p>区域内の公共公益施設や商業施設の利用性を高め、暮らしやすい居住条件を提供する。</p> <p>購買力流出の抑制、定住人口の増加、交流人口の増加に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業）</p> <p>実施期間 R元～R3年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
デマンド型バス・乗合タクシー待合所整備事業 内容 快適に利用できる待合所の整備 実施期間 R元年度	雲南市	<p>商業エリアの核施設であるスーパーマーケット内に、デマンド型バスや乗合タクシーの待合所を整備する。</p> <p>高齢者等がゆっくりバスやタクシーを待つことができ、円滑に利用できる施設として整備し、公共交通の利用を高める。</p> <p>購買力流出の抑制、定住人口の増加に必要な事業である。</p>		
市民バス優待回数乗車券事業 内容 65歳以上の市民へ市民バス優待回数乗車券を提供 実施期間 H26年度～	雲南市	<p>市民で65歳の誕生日に達している人は、市民バスの優待回数乗車券を利用できる。100円券12枚綴りの回数券を600円で購入できる。</p> <p>高齢者の市民バスでの移動を支援する事業である。</p> <p>購買力流出の抑制、定住人口の増加に必要な事業である。</p>		

<p>高齢者等タクシー 利用料金助成制度</p> <p>内容 市民バス優待回数 乗車券をタクシー 利用助成券として も扱う</p> <p>実施期間 H26 年度～</p>	<p>雲南市</p>	<p>市民バス優待回数乗車券を購入 した人がタクシーを利用する際 には、タクシー利用助成券として扱 う。乗車1回につき、運賃を上回ら ない範囲内で券面金額1,200円以 内とする。</p> <p>購買力流出の抑制、定住人口の増 加に必要な事業である。</p>		
---	------------	---	--	--

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

